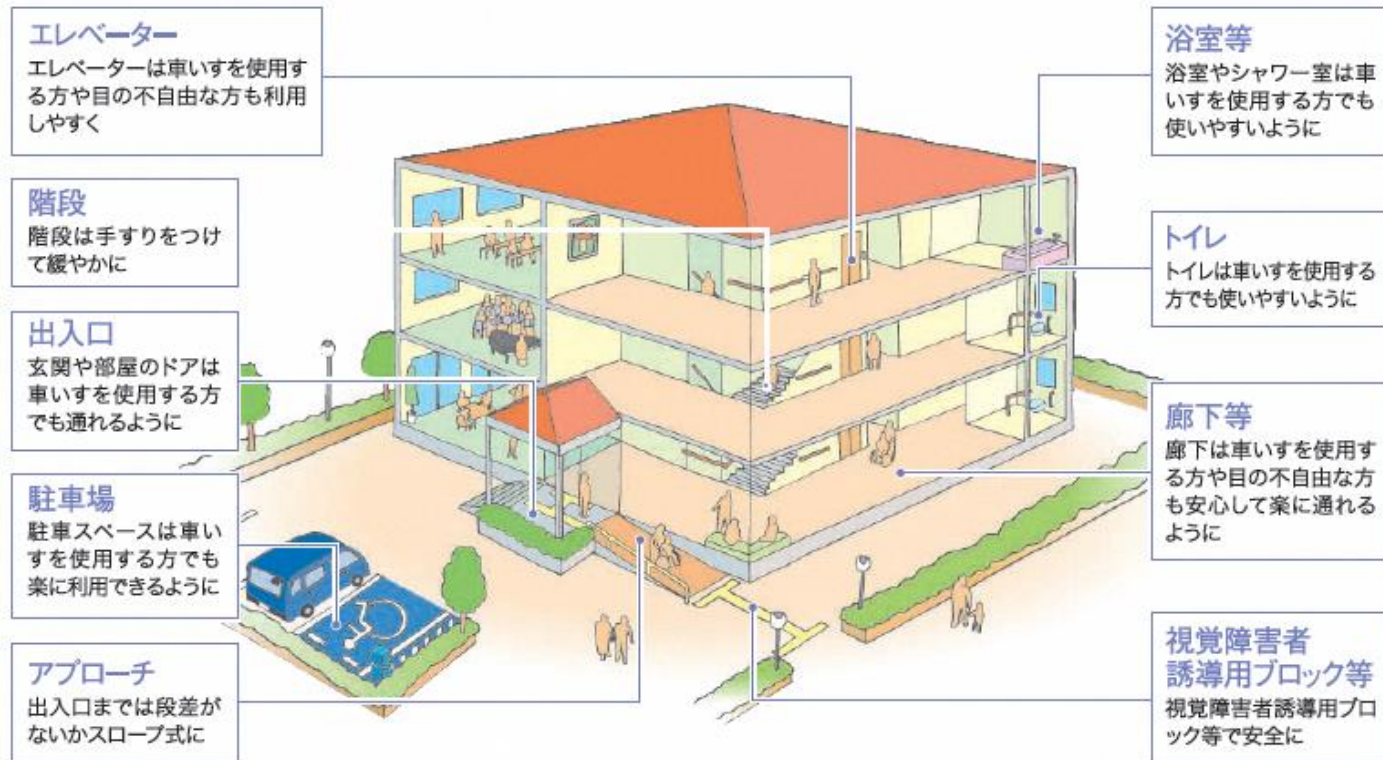
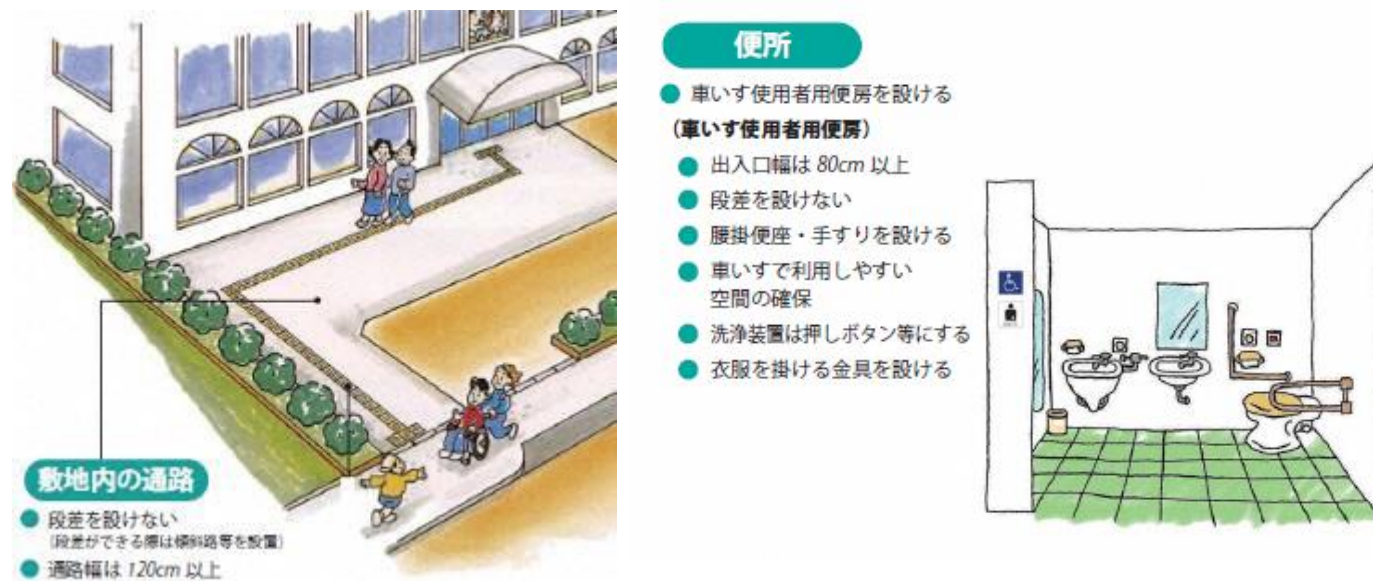


(1) 建築物のバリアフリー基準

大阪府内において、基準適合義務の対象となる建築物を新築・増築・用途変更等をする場合、用途・規模に応じ、バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例で定める基準（移動等円滑化基準）に適合させる必要がある。なお、大阪府福祉のまちづくり条例は、建築物に関して、バリアフリー新法よりも対象用途の追加・規模の引下げ・基準の付加を行ったものである。



出典)「バリアフリー新法の解説(国土交通省・警察庁・総務省)」パンフレット



出典)「大阪府福祉のまちづくり条例」パンフレット

図. 建築物のバリアフリー化のイメージ

(2) 平成 30 年度 (2018 年度) の実績

エレベーターを設置しました。(1 階ホール・3 階ホール)

庄内南小学校

エレベーターを設置しました。(1 階・2 階ホール)

螢池小学校

EV とトイレと一緒に改修しました。(トイレ出入口)

緑地小学校

トイレを改修しました
施工後（女子洗面）



施工後（男子トイレ）



多目的トイレを設置しました。



身長による制限の少ない小便器を設置しました。

多目的トイレを設置しました。



トイレを改修しました。

出入口扉を引き戸にしました。



段差、扉のない出入口にしました。



東豊中小学校

桜井谷小学校

多目的トイレを設置しました。




第三中学校

多目的トイレを設置しました。（トイレ点字案内版）




点字案内版を設置しました。

(3) バリアフリー化の進捗状況

		小学校	中学校
エレベーター設置工事	実施数/総数	28校/41校	16校/18校
	実施割合	約68%	約89%
多目的トイレ設置工事	実施数/総数	30校/41校	9校/18校
	実施割合	約73%	約50%

(4) 令和元年度（2019年度）の予定

	小学校	中学校
エレベーター設置	新田小学校	
	新田南小学校	
多目的トイレ等の設置	熊野田小学校	第十四中学校
	南丘小学校	

1. 施設のバリアフリー対応について

施設課においては、法・ガイドライン等の基準に沿って、施設の整備を進めている。しかしながら、法・ガイドライン等の基準にない細部の仕様や、実際の使い勝手等、施設を整備する上での検討が必要である。

そこで、障害者の方にも安全で利用しやすい施設を整備するため、(仮称)南部コラボセンター・義務教育学校(仮称)北校の整備にあたっては、関連団体の方からバリアフリーについてのヒアリングを実施した。

2. バリアフリーについてのヒアリングの概要

【実施日】

平成30年(2018年)12月10日(月)午前10時~11時30分

【主催者】

(仮称)南部コラボセンター担当課：南部地域連携センター
 (仮称)北校担当課：学校教育課、教育総務課
 両施設 設計・工事担当課：施設整備課(現 施設課)

【参加者】

関連団体 15人程度

【概要】

- ・両施設の整備概要説明
- ・質疑、意見等

【主な質問・意見】

○ストレッチャー対応エレベーターについて

- ・ストレッチャー対応のエレベーターは何基、どこに設置されるか。
 ⇒(仮称)北校、(仮称)南部コラボセンターの各施設、各1基がストレッチャー対応になる予定。

○トイレ仕様について

- ・トイレのLGBTの方への対応はどう考えているか。
 ⇒(仮称)南部コラボセンターには、各階に多機能トイレを設置する予定で、LGBTの方にも使いやすいように、男性用、女性用と分けないように配置予定。

○スロープ設置について

- ・停電時、エレベーターが使用できないときの上階への避難用として、スロープの設置をお願いしたい。
 ⇒エレベーターが停止した場合は、職員などの人力での対応を想定。

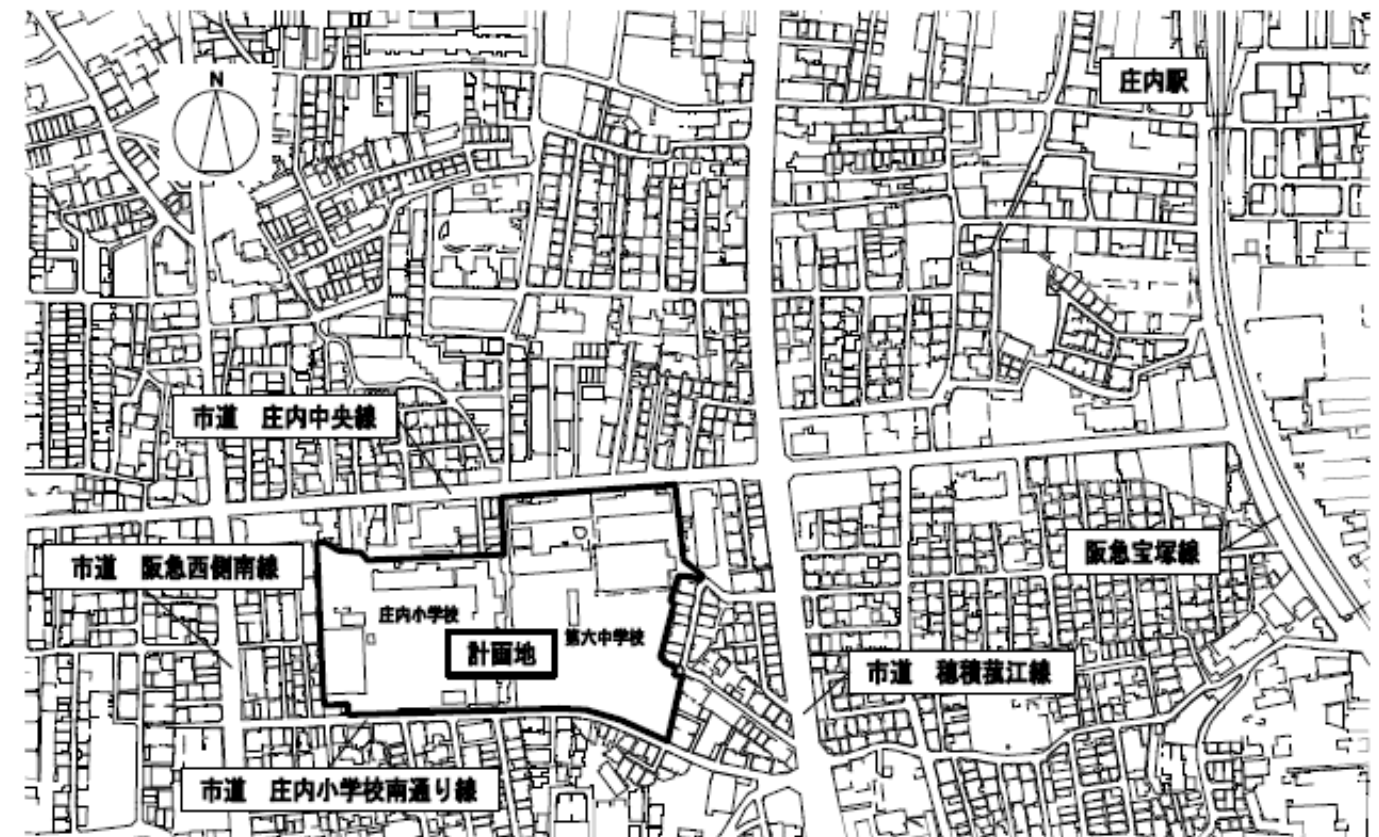


図1. 計画位置図